

本県で想定される事態と対策について

1 漁港、漁場、港湾への流入

- 軽石漂着に備えた流入防止対策は、以下のとおり。

漁港、港湾 【担当課：水産振興部（漁港漁場課）、土木部（港湾・海岸課）】

漁港、港湾に軽石の漂着が予想されるため、事前対策としてオイルフェンスを設置・・・資料4

- ・漁港：管理諸費（特別交付税措置あり（措置率50%））
- ・港湾：港湾管理費（特別交付税措置あり（措置率50%））

- 軽石が漂着した場合の対策は、以下のとおり。

漁港、港湾 【担当課：水産振興部（漁港漁場課）、土木部（港湾・海岸課）】

漁港、港湾に軽石が漂着した場合、以下の補助事業を活用

- ・公共土木施設災害復旧事業（補助率2/3）

ただし、緊急を要する規模であること。

- ・沖縄県・鹿児島県では、この事業を活用し除去・陸揚げまでを応急工事で実施中
- ・港湾施設は、港湾区域に限る（泊地や航路等）
- ・漁港施設は、漁港区域内の水域施設（泊地、船舶等）に限る

漁場 【担当課：水産振興部（漁業振興課）】

漁場に軽石が漂着した場合、以下の補助事業を活用

- ・水産多面的機能発揮対策事業（補助率 国70%、県15%(上限15万円まで)、市町村15%

2 漁業への被害

- 軽石による漁業への被害が発生した場合の対策（案）は、以下のとおり。

漁業 【担当課：水産振興部（水産政策課）】

- ・養殖魚が死んだ場合の損失や、軽石が原因で出漁できない場合等の収入減は、養殖共済、漁獲共済により補填

3 漁船への被害

漁船 【担当課：水産振興部（漁業管理課）】

- ・軽石による漁船のエンジントラブル等による修繕が必要な場合は、漁船保険で補填

4 海岸と保安林への漂着

○ 軽石が漂着した場合の対策は、以下のとおり。

河川海岸、港湾海岸、漁港海岸、農地海岸 【担当課：土木部（港湾・海岸課）】

想定される補助事業は以下のとおり。なお、軽石除去が事業対象となるのか現在確認中

- ・ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（補助率 1/2） ※漂着量 1,000m³ 以上
- ・ 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）（補助率 9/10～7/10）

保安林 【担当課：林業振興・環境部（治山林道課）】

保安林内に軽石が堆積し樹木の生育に影響がある場合は、以下の事業を活用した撤去を検討

- ・ 山地災害防止事業（県単）

5 離島航路への影響

離島航路 【担当課：中山間振興・交通部（中山間地域対策課）】

<宿毛市営定期船「すくも」（沖の島～片島航路）>

- ・ 軽石の漂着に伴う運休やその後の運航再開等については、宿毛市と連携して情報を発信
- ・ 発生した被害等に対しては、国と連携して離島航路運営費補助金により支援